

2019年7月29日

各位

三井化学株式会社

**当社子会社である下関三井化学株式会社に対する行政処分の通知について**

当社100%子会社である下関三井化学株式会社（所在地：山口県下関市、代表取締役社長：前濱充宏）は高圧ガス製造設備で発生した複数の漏洩事案に関し、7月25日付で山口県より高圧ガス保安法に基づく行政処分に係る手続きの通知を受けました。

関係者の皆様にご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

当社では今回の事案を極めて重く厳粛に受け止め、今後、詳細な原因究明を進めるとともに下関三井化学株式会社をはじめ三井化学グループ全体における法令遵守の強化および内部管理態勢に関する改善計画の実行、再発防止を徹底してまいります。

<本件に関する問い合わせ先>

三井化学株式会社 コーポレートコミュニケーション部 TEL 03-6253-2100

以上

別紙)

2019年7月29日

各位

下関三井化学株式会社

### 弊社に対する行政処分の通知について（お詫び）

下関三井化学株式会社は弊社事業所の高圧ガス製造設備で発生した複数の漏洩事案に関し、下記の通り、山口県より高圧ガス保安法に基づく行政処分に係る手続きの通知を7月25日付で受けました。

本件につきまして、近隣住民の皆様、関係ご当局、お客様をはじめ多くの方々に多大なご心配をおかけしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。

弊社ではこの度の事態を厳粛に受け止め、今後予定されるご当局の行政処分にに基づき再発防止に向けた改善計画を策定し、その実行に全社を挙げて取り組むと共に、二度とこのような事態を招かぬよう、全社一丸となって法令遵守態勢を厳しく見直す所存でございます。

#### 記

##### 1 予定される行政処分

危害予防規程の遵守命令（法第26条第4項）

##### 2 行政処分の原因となる事実

2009（平成21）年8月8日から2019（平成31）年1月16日までの間に当社事業所で発生した法で県への届出義務がある高圧ガス事故52件について、以下の法令違反が確認された。

###### (1) 危害予防規程の遵守義務違反（法第26条第3項）

県に届け出ている危害予防規程を遵守せず、異常な状態に対する措置及びその記録作成がされていない。（全52件）

###### (2) 高圧ガス事故に関する届出義務違反（法第36条第2項、第63条第1項）

届出義務のある2009（平成21）年8月8日から2019（平成31）年1月16日までの間に発生した高圧ガス事故について、県に届出をしなかった。（全52件）

###### (3) 製造施設に異常があった場合の帳簿未作成（法第60条第1項）

製造施設に異常があった場合の措置等を記載すべき帳簿が作成されていない。

（1件を除く51件）

##### 3 未届の事故の内容

漏えい物質	漏えい箇所	件数
三フッ化窒素	容器充填用設備からの漏えい	31
	充填用コンプレッサーからの漏えい	13
	充填容器附属弁からの漏えい	5
四フッ化珪素	大型容器の接続部品からの漏えい	3
合計		52

#### 4 今後の対応

高圧ガス事故についての法令違反に至った経緯については現在、調査中であります。

今後、事故の詳細原因の究明・対策と併せ、行政当局のご指導を仰ぎながら再発防止対策を策定・実施していきます。

<本件に関する問い合わせ先>

下関三井化学株式会社

経営企画部

TEL 083-266-1122

以上